

ヒト i P S 細胞又はヒト組織幹細胞からの生殖細胞の作成を 行う研究に関する指針の一部改正について

平成 27 年 3 月 31 日
生命倫理・安全対策室

文部科学省は、「ヒト i P S 細胞又はヒト組織幹細胞からの生殖細胞の作成を行う研究に関する指針」（平成 22 年文部科学省告示第 88 号）の一部を改正し、平成 27 年 3 月 31 日に告示し、同年 4 月 1 日に施行することとしましたので、お知らせします。

1. 改正の趣旨

人を対象とする医学系研究に関する倫理指針（平成 26 年文部科学省・厚生労働省告示第 3 号）が、平成 27 年 4 月 1 日に施行されることに伴い、所要の改正を行うもの。

2. 改正の内容

疫学研究に関する倫理指針（平成 19 年文部科学省・厚生労働省告示第 2 号）及び臨床研究に関する倫理指針（平成 20 年厚生労働省告示第 415 号）が廃止され、新たに人を対象とする医学系研究に関する倫理指針（平成 26 年文部科学省・厚生労働省告示第 3 号）が施行されることに伴い、「臨床研究に関する倫理指針」を「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」に変更するもの。

3. 参考

文部科学省ホームページ「ライフサイエンスの広場」
http://www.lifescience.mext.go.jp/bioethics/hito_es.html